

令和元年11月25日

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」とする。）に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社 友愛福祉クリエイト
- (2) 代表者名 代表取締役 佐藤 雪
代表取締役 岩浪 艶樺
代表取締役 村下 圭介
- (3) 所在地 大阪府堺市中区平井1028番地8

2 事業所名称及び所在地

- (1) 名称 グループホームこいろ
- (2) 事業種別 共同生活援助
- (3) 所在地 大阪府東大阪市新庄一丁目2番28号
- (4) 指定年月日 平成30年3月1日

3 指定の取消の年月日

令和元年10月31日

4 処分の理由

- (1) 運営基準違反（法第50条第1項第4号）
 - ・世話人については当該事業所の従業者により人員配置を行う必要があるが、平成30年3月の新規指定時より平成30年12月の監査実施時まで世話人1名について個人と委託契約を締結し、従業者による人員配置を行っていなかった。
 - ・生活支援員1名について個人と委託契約を締結し、外部委託を行っているが、当該委託契約の締結に当り、必要な事項（受託者が実施した委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在等）について文書により取り決めを行っていない等、外部委託を行うに当たっての必要な要件を満たしていなかった。
 - ・管理者兼サービス管理責任者は、従業者及び業務の一元的な管理を行わず、管理者としての責務を果たしていなかった。

- (2) 訓練等給付費の請求に関する不正（法第50条第1項第5号）

- ・平成30年3月から平成30年8月までの間について、世話人の配置が人員配置基準

を満たしておらず、人員欠如に該当した月の翌月（平成30年4月）から人員欠如が解消されるに至った月（平成30年9月）までの間について、人員欠如減算の対象であったにもかかわらず、人員欠如減算による訓練等給付費の減算を行わず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。

・医療連携体制加算Ⅰ及びⅡの算定において、当該加算を算定する利用者の個別支援計画に看護行為についての位置づけがなく、従業者でない看護師が委託契約に基づかず当該事業所を訪問し、医師の指示を受けずに利用者に対する日常的な健康管理を行っており、当該加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、平成30年7月及び8月については医療連携加算Ⅰを、平成30年9月から平成30年11月までの間については医療連携加算Ⅱを不正に請求し受領した。

(3) 不正の手段による指定（法第50条第1項第8号）

・平成30年2月5日付けの新規指定申請において、勤務予定のない者の氏名を世話人、生活支援員、夜間支援従業者として記載した従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を人員基準を満たすものとして本市に提出し、不正の手段により指定を受けた。

(4) 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為（法第50条第1項第10号）

・平成30年4月下旬から少なくとも平成30年12月頃までの間について、生活支援員等の業務を委託している個人に対し、その家族（1名）が当該事業所の空き居室に夜間、宿泊することを承諾し、継続的に使用させていた。

5 事業者に対する経済上の措置

【東大阪市】訓練等給付費に係る返還額	796,034円
（内 不正受給額）	465,268円
加算額	186,107円
合計額	982,141円

6 欠格事由該当者

佐藤 雪（株式会社友愛福祉クリエイト 代表取締役）
岩浪 艶樺（株式会社友愛福祉クリエイト 代表取締役）
村下 圭介（株式会社友愛福祉クリエイト 代表取締役）
坂本 夢（株式会社友愛福祉クリエイト 管理者）

東大阪市福祉部
障害者支援室障害福祉事業者課
TEL 06-4309-3187